

(19)	導火管	無制限	無制限	無制限																
(18)	導火線及び電気導火線	無制限	無制限	無制限																
(17)	がん具煙火等																			
(16)	信号炎管及び信号火せんの原料用火薬及び爆薬																			
(15)	煙火並びに煙火の原料用火薬及び爆薬																			
(14)	信号炎管及び信号火せん																			
(13)	制御発破用コード																			
(12)	導火管付き雷管																			
(11)	コンクリート破碎器																			
(10)	信管及び火管																			

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

告

示

○文化庁告示第三十二号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和三年四月五日

文化庁長官 都倉 俊一

上	下
名 称	地方公共団体名
新町支石墓群	糸島市（福岡県）

○経済産業省告示第七十九号

火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年通商産業省告示第五十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。
令和三年四月五日
経済産業大臣 梶山 弘志
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
別表（第三条、 第十三条、第十四条関係 ）表〔略〕 第一二条、第一三条	別表（第三条、 第十三条、第十四条関係 ）表〔略〕 第一二条、第一三条

備考	備考
1 〔略〕 2 爆発・燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場の停滞量の範囲の項の数量は、規則第1条の6第1項又は第2項の例により爆薬に換算した数量とする。 3 保安間隔が計算式で示されている場合において、その計算式中の停滞量は、キログラム単位の停滞量（火工品の危険工室等についてその停滞量が個数又は長さで示されている場合には、その数量を規則第1条の6第1項の例によりその原料をなす火薬類が火薬である場合には火薬に、爆薬である場合には爆薬に換算した数量）に相当する数値とする。 4～17 〔略〕	1 〔略〕 2 爆発・燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場の停滞量の範囲の項の数量は、規則第1条の6の例により爆薬に換算した数量とする。 3 保安間隔が計算式で示されている場合において、その計算式中の停滞量は、キログラム単位の停滞量（火工品の危険工室等についてその停滞量が個数又は長さで示されている場合には、その数量を規則第1条の6の例によりその原料をなす火薬類が火薬である場合には火薬に、爆薬である場合には爆薬に換算した数量）に相当する数値とする。 4～17 〔略〕

○経済産業省告示第八十号

不発弾等解撤工室等の構造、位置及び設備、製造方法並びに廃棄の方法に関する技術上の基準の細目を定める告示（平成十九年経済産業省告示第二百六十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和三年四月五日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
別表〔略〕 備考 1 停滞量の範囲の項の数量は、規則第一条の六第一項の例により爆薬に換算した数量とする。 2 〔略〕	別表〔略〕 備考 1 停滞量の範囲の項の数量は、規則第一条の六の例により爆薬に換算した数量とする。 2 〔略〕

○経済産業省告示第八十一号

火薬類取締法施行規則第一条の七に規定する硝安油剤爆薬又は含水爆薬を定める告示を次のように定める。

令和三年四月五日

経済産業大臣 梶山 弘志

火薬類取締法施行規則第一条の七に規定する硝安油剤爆薬又は含水爆薬を定める告示
火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の七の経済産業大臣が定める硝安油剤爆薬又は含水爆薬は、次に掲げるものとする。

- 一 日本産業規格K四八〇一（二〇〇六）に規定する硝安油剤爆薬
二 日本産業規格K四八二七（二〇〇四）に規定する含水爆薬

附 則
この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第八十二号

火薬類取締法施行規則第十九条第一項の表に規定するその他煙火を定める告示を次のように定める。
令和三年四月五日 経済産業大臣 梶山 弘志

火薬類取締法施行規則第十九条第一項の表に規定するその他煙火を定める告示
火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第十九条第一項の表に規定するその他煙火であつて経済産業大臣が定めるものとは、火薬類取締法施行規則第一条の五第一号イ(1)又はホ(1)若しくは(2)に該当するがん具として用いられる煙火の半製品であつて、火薬又は爆薬が填装された筒（外箱、台座その他これに類するものを取り付ける工程のみを経て、がん具として用いられる煙火になるものに限る。）とする。

附 則
この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第三百四十号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和三年四月五日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和三年四月五日

路線名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日
中国横断自動車道 高梁市有漢町有漢字岩が迫一〇六一番八から同市有漢 令和三年四月五日十六時
車道岡山米子 町有漢字長迫九七九八番四まで

○防衛省告示第九十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和三年四月五日 防衛大臣 岸 信夫

日 時 令和三年四月十四日及び同月十五日（予備、同月十六日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
区 域 五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦 自衛艦九隻
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三 前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和三年四月五日 防衛大臣 岸 信夫

日 時 令和三年四月十四日及び同月十五日（予備、同月十六日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
区 域 豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(カ)の地点と(ハ)の地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦 自衛艦十隻
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

- (ウ) 北緯三二度二八分一三秒
東経一三二度五九分五一秒
(エ) 北緯三二度三六分一三秒
東経一三二度五九分五一秒
(オ) 北緯三二度三六分一三秒
東経一三二度三六分一三秒
(カ) 北緯三二度三六分一三秒
東経一三二度三六分一三秒
東経一三二度三六分一三秒
東経一三二度三六分一三秒
東経一三二度三六分一三秒

実施艦 自衛艦十隻
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

○防衛省告示第九十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和三年四月五日 防衛大臣 岸 信夫

日 時 令和三年四月十五日、同月十六日、同月十九日及び同月二十日（予備、同月二十一日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区 域 豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(カ)の地点と(ハ)の地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

- (ア) 北緯三一度四八分一三秒
東経一三二度二九分五一秒
(イ) 北緯三一度四八分一三秒
東経一三二度二九分五一秒
(ウ) 北緯三一度四八分一三秒
東経一三二度二九分五一秒
(エ) 北緯三一度四八分一三秒
東経一三二度二九分五一秒
(オ) 北緯三一度四八分一三秒
東経一三二度二九分五一秒
(カ) 北緯三一度四八分一三秒
東経一三二度二九分五一秒

○関東地方整備局告示第百八十四号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和三年四月五日から三十日間一般の縦覧に供する。

令和三年四月五日

路線名 供 用 開 始 の 区 間 図面縦覧場所
中部横断自動車道 山梨県南巨摩郡南部町南部字長松五六八番から同町南 関東地方整備局及び同局甲
車道 部字古城山六四九七番二まで（ただし、関係図面に表示 府河川国道事務所
する部分のみ）
供用開始の期日 令和三年四月五日

- (オ) 北緯三二度三六分一三秒
東経一三二度三六分一三秒
(カ) 北緯三二度三六分一三秒
東経一三二度三六分一三秒
東経一三二度三六分一三秒
東経一三二度三六分一三秒
東経一三二度三六分一三秒
東経一三二度三六分一三秒

実施艦等 自衛艦十隻、航空機二機
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

○防衛省告示第九十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和三年四月五日 防衛大臣 岸 信夫

日 時 令和三年四月十五日、同月十六日、同月十九日及び同月二十日（予備、同月二十一日）の毎日〇六〇〇から一九〇〇まで

区 域 沖縄島東方の次の(ア)から(カ)までの四地点を順次結んだ線及び(カ)の地点と(ハ)の地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

- (ア) 北緯二六度二三分一四秒
東経一二八度一八分五三秒
(イ) 北緯二七度〇六分一四秒
東経一二九度〇六分一四秒
(ウ) 北緯二七度〇六分一四秒
東経一二九度〇六分一四秒
(エ) 北緯二七度〇六分一四秒
東経一二九度〇六分一四秒
(オ) 北緯二七度〇六分一四秒
東経一二九度〇六分一四秒
(カ) 北緯二七度〇六分一四秒
東経一二九度〇六分一四秒

実施艦等 自衛艦十三隻、航空機二機
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

令和三年三月三十一日(号外特第三十号) 国家
公安委員会、総務省、財務省、文部科学省、厚生
労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
環境省、防衛省告示第一号(租税特別措置法施行
規則第二十条第二十六項第一号又は第二十二條の
二十三第二十六項第一号に規定する試験研究機
関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政
組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局
の長の行う認定に関する手続に関する告示等の一
部を改正する件)
(原稿誤り)

六四八 表 中改正 第二十二條の二 第二十二條の二
後 欄中 第十三項 第十三項
一、二 第一号 第一号

〃 表 中改正 第二十二條の二 第二十二條の二
前 欄中 第十三項 第十三項
〃 第一号 第一号

六四九 表 中改正 第二十二條の二 第二十二條の二
後 欄中 第十三項 第十三項
〃 第一号 第一号

〃 表 中改正 第二十二條の二 第二十二條の二
前 欄中 第十三項 第十三項
〃 第一号 第一号

〃 表 中改正 第二十二條の二 第二十二條の二
前 欄中 第十三項 第十三項
〃 第一号 第一号

〃 表 中改正 第二十二條の二 第二十二條の二
前 欄中 第十三項 第十三項
〃 第一号 第一号

〃 表 中改正 第二十二條の二 第二十二條の二
前 欄中 第十三項 第十三項
〃 第一号 第一号

〃 表 中改正 第二十二條の二 第二十二條の二
前 欄中 第十三項 第十三項
〃 第一号 第一号

〃 表 中改正 第二十二條の二 第二十二條の二
前 欄中 第十三項 第十三項
〃 第一号 第一号

〃 表 中改正 第二十二條の二 第二十二條の二
前 欄中 第十三項 第十三項
〃 第一号 第一号

〃 表 中改正 第二十二條の二 第二十二條の二
前 欄中 第十三項 第十三項
〃 第一号 第一号

〃 表 中改正 第二十二條の二 第二十二條の二
前 欄中 第十三項 第十三項
〃 第一号 第一号

〃 表 中改正 第二十二條の二 第二十二條の二
前 欄中 第十三項 第十三項
〃 第一号 第一号

〃 表 中改正 第二十二條の二 第二十二條の二
前 欄中 第十三項 第十三項
〃 第一号 第一号

〃 表 中改正 第二十二條の二 第二十二條の二
前 欄中 第十三項 第十三項
〃 第一号 第一号